

# 熊本県個人情報取扱事務委託基準

平成13年3月30日決定

平成17年4月1日一部改正

平成24年12月1日一部改正

平成28年1月8日一部改正

令和4年12月27日一部改正

(令和5年4月1日施行)

## 1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項及び第2項（第2号を除く。）の規定に基づき、実施機関（熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が実施機関以外のものに個人情報取扱事務（実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の保有、利用、管理等の取扱いを伴うもの。以下同じ。）を委託する場合において、実施機関及び当該委託を受けたものが講ずべき安全管理の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、実施機関が実施機関以外のものに個人情報取扱事務の全部又は一部を依頼する契約のすべてをいい、一般に委託と称される契約のほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約及び収納事務の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理及び同法第252条の14から第252条の16までの規定による県の事務の一部の他の地方公共団体への委託については、この基準は適用しない。

なお、特定個人情報を含む個人情報取扱事務の委託については、この基準に定めるものほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」の定めるところによるものとする。

## 3 委託に当たっての留意事項

実施機関が実施機関以外のものに個人情報取扱事務の委託をするときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受託者の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「別記特記事項」という。）を遵守できるものを慎重に選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に別記特記事項があることを相手方に周知すること。
- (3) 委託の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲等を明確に示し、受託者が目的以外に利用することができないようにすること。
- (4) 委託事務を処理させるために受託者に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要

かつ最小限のものとすること。具体的には、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずること。

#### 4 契約に当たっての措置

- (1) 個人情報取扱事務の委託に係る契約書には、受託者が別記特記事項を守るべき旨を記載するものとする。ただし、契約書中に別記特記事項に掲げる内容を記載することを妨げないものであること。
- (2) 契約書によらないで契約するときは、別記特記事項を契約事項として交付するものとし、また、特に必要があると認めるときは、受託者が別記特記事項を守る旨を記載した誓約書等を徴しなければならないものであること。

#### 5 契約後の措置

- (1) 個人情報保護のための措置等が的確に履行されるよう、必要に応じて受託者に対して報告を求め、又は実地に調査を行う等により、受託者に対する監督を十分に行わなければならない。
- (2) 受託者から個人情報を取り扱う事務の再委託について協議があったときは、必要な事項を記載又は添付した書面の提出を求めなければならない。この場合において、県は、委託業務の目的を達成するため必要と認められ、及び次に掲げる事項のすべてが認められる場合を除き、承諾してはならない。
  - ① 受託者が再委託先に対し、3 (2) 及び(3) と同様の内容を周知し、特記事項と同等の義務を課していると認められ、これらを証する書類の写しが県に提出されていること。
  - ② 再委託を行う事務の範囲及び再委託先に引き渡す個人情報の範囲が特定され、及びその範囲が必要かつ最小限であると認められること。
  - ③ 特記事項第 1 3 に規定する資料等の返還等の措置が確実に、かつ、適切に講じられると認められること。
  - ④ 受託者が再委託先に対して、再委託先との契約事項を遵守しているか等の監督を十分に行うと認められ、その監督責任者の氏名及び連絡先を記載した書類が県に提出されていること。
  - ⑤ 再委託により事故が発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
  - ⑥ 再々委託が禁止されていること（特定個人情報を除く）。
  - ⑦ その他再委託に係る個人情報の保護に関し、安全確保の措置が講じられていると認められること。

#### 契約書の記載例

（個人情報の保護）

第〇条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて  
は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

注：「乙」は、受託者を指す。

## 別記

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

## (保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の

保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について隨時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1：「甲」は熊本県を、「乙」は受託者を指す。

2：委託業務の実態に即して、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略若しくは削除することができる。

(参考様式 第4及び第7関係)

年 月 日

熊本県知事様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について  
〇〇〇〇〇〇委託契約「個人情報取扱特記事項 第4及び第7」に基づき、個人情報  
の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏名

- ※ 必要に応じて欄を追加すること。
- ※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

- ※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

(参考様式 第13関係)

年 月 日

熊本県知事 様

○○○○○○○○○○○○

(名称及び代表者の氏名)

個人情報が記録された電子情報の消去等について

○○○○○○委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報が記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。